

兵庫県立おこがわ特別支援学校いじめ防止基本方針

1 学校の方針

本校は、校訓「自分らしく学び 自分らしく輝き 自分らしく翔く」のもと、児童生徒が描く目標を達成するために、一人ひとりを大切にする学校を目指している。すべての児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止に向けた日常の指導体制や、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組を定めた「学校いじめ防止基本方針」を制定する。

2 基本的な考え方

いじめは、「いつでも、どこでも、誰にでも起こり得る」という認識を教職員全員が持ち、いじめを絶対に許さない学校づくりを推進するための体制を構築し、未然防止に向けた取組を包括的に推進する。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめの未然防止に向けた取り組みを推進するとともに、問題が発生した際には機動的に対応できるようにいじめ対応チームを設置する。また、校内組織と連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、早期に発見するためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための年間指導計画

いじめの未然防止、早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのために、年間指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、担任が常に生徒の動向を観察、把握し、いじめを生まない土壌づくりに努める。また、学年会、学部会等ではいじめがないかどうかの確認を行う。心配される事案に対しては、即時対応策を検討

する。特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にいき、学校全体で組織的に対応する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- 1 いじめにより児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 2 いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認められるとき

(いじめ防止対策推進法 第二十八条)

・「生命・心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

○児童生徒が自死を企図した場合

○身体に重大な障害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

・「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

(2) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、緊急いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えて組織し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。